随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(教育委員会事務局分)(令和8年5月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	放課後こども支援課	228-7491	放課後児童管理システム改修業務	扶桑電通(株)　関西支店	7,568,000	R8.5.25	本業務は、放課後児童対策等事業の保護者が支払う一部負担金の窓口収納手数料の　削減及び保護者の利便性向上のため、コンビニ収納が可能な納付書発行に対応できるよう放課後児童管理システムの改修を行うものであり、当該目的を達成しつつ本システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、本システムのデータレイアウト、システム内部処理等、本システムに関する詳細な知識や技術が不可欠である。 よって、本システムを構築した者以外のものによる適正な履行は見込めず、契約の目的及び性質が競争入札に適さない。 本システムにかかる詳細な知識を有しない者が本業務を履行すると、システム設定の誤りや漏れが生じる恐れがあること、また、処理の誤りが発生した場合、一部負担金の調定、収入管理などを正確に行うことが出来なくなり、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことにより、本業務を適正に履行できる者は、本システムの詳細な知識等を有する本システムを構築した者である扶桑電通株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									